

伊万里・有田地区定住自立圏の形成に関する協定書

伊万里市（以下「甲」という。）と有田町（以下「乙」という。）は、伊万里・有田地区定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第4の規定によるものをいう。）を行った甲と、甲が行った中心市宣言に賛同した乙との間において、甲乙が相互に役割を分担して定住に必要な生活機能を確保し、互いに連携を図りながら、圏域全体の住民福祉の向上及び地域振興を図るため、定住自立圏を形成することに関して必要な事項を定めることを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、定住自立圏を形成し、次条に規定する政策及び施策の分野の取り組みにおいて相互に役割を分担して連携を図り、共同し、又は補完し合うこととする。

（連携する取り組みの分野及び内容並びに甲乙の役割分担）

第3条 甲乙が取り組む政策分野は次の各号に掲げるものとし、その内容並びに甲及び乙の役割は、当該各号に規定するものとする。

(1) 生活機能の強化に関する政策分野

ア 医療

(ア) 地域医療の充実

a 取り組みの内容

伊万里有田共立病院をはじめとする圏域内の医療機関との連携を強化し、機能分担を進め、地域医療の充実を図る。

b 甲の役割

- (a) 伊万里・有田地区医療福祉組合並びに乙と協力し、同組合に伊万里有田共立病院を乙の区域内において運営させるとともに、運営に必要な経費を負担する。
- (b) 圏域において救急医療体制を充実させるため、伊万里休日・夜間急患医療センターの設置、運営を行う。
- (c) 中核となる病院の医師や医療従事者の確保を図るため、関係機関との調整や情報収集を行う。
- (d) 圏域の医療水準の向上を図るため、圏域内の医療機関に対し、情報提供など必要な支援を行うとともに、病診連携の強化を図る。
- (e) 地域医療の充実を図るため、甲の住民に対し、医療サービスに関する適切な情報提供を行う。

c 乙の役割

- (a) 伊万里・有田地区医療福祉組合並びに甲と協力し、同組合に伊万里有田共立病院を乙の区域内において運営させるとともに、運営に必要な経費を負担する。
- (b) 中核となる病院の医師や医療従事者の確保に関する情報収集等を行う。
- (c) 医療機関に対し、情報提供等必要な支援を行い、圏域の医療水準の向上を図る。

イ 福祉

(ア) 介護分野における連携

a 取り組みの内容

介護保険法に定める要介護等の認定に係る審査判定業務の効率性や公平性を確保するため、介護認定審査を共同で実施する。

b 甲の役割

- (a) 伊万里・有田地区介護認定審査会を設置、運営する。
- (b) 伊万里・有田地区介護認定審査会に関する事務を行う。

c 乙の役割

- (a) 人口等の比率に応じ、伊万里・有田地区介護認定審査会の運営に必要な経費を負担する。
- (b) 伊万里・有田地区介護認定審査会に関する事務に協力する。

(イ) 障害者の自立における連携

a 取り組みの内容

障害者自立支援法に定める障害程度区分の認定に係る審査判定業務の効率性や公平性を確保するため、障害程度区分認定審査を共同で実施する。

b 甲の役割

- (a) 伊万里・有田地区障害程度区分認定審査会を設置、運営する。
- (b) 伊万里・有田地区障害程度区分認定審査会に関する事務を行う。

c 乙の役割

- (a) 人口等の比率に応じ、伊万里・有田地区障害程度区分認定審査会の運営に必要な経費を負担する。
- (b) 伊万里・有田地区障害程度区分認定審査会に関する事務に協力する。

(ウ) 特別支援学校の留守家庭児童クラブにおける連携

a 取り組みの内容

佐賀県立伊万里特別支援学校において、昼間、仕事等により保護者がいない児童や生徒の健全育成と、保護者の負担軽減や子育てと仕事の両立を支援するため、留守家庭児童クラブを設置、運営する。

b 甲の役割

- (a) 伊万里市特別支援学校留守家庭児童クラブを設置、運営し、佐賀県立伊万里特別支援学校の児童・生徒の受け入れを行う。
- (b) 伊万里市特別支援学校留守家庭児童クラブに関する事務を行う。
- (c) 佐賀県立伊万里特別支援学校の児童・生徒の保護者や甲の住民に対し、伊万里市特別支援学校留守家庭児童クラブの利用に関する情報提供を行う。

c 乙の役割

- (a) 伊万里市特別支援学校留守家庭児童クラブの利用に応じ、必要な経費を負担する。
- (b) 甲が行う伊万里市特別支援学校留守家庭児童クラブに関する事務に協力する。
- (c) 乙の住民に対し、伊万里市特別支援学校留守家庭児童クラブの利用に関する情報提供を行う。

(エ) 児童の療育支援

a 取り組みの内容

心身の発達において支援を必要とする児童に対し、日常生活等に適応するための訓練や指導を行うため、障害のある就学前児童の療育施設を設置、運営する。

b 甲の役割

- (a) 伊万里市こどもハートフルセンターひまわり園を設置、運営し、甲に加え乙の児童の受け入れを行う。
- (b) 伊万里市こどもハートフルセンターひまわり園に関する事務を行う。
- (c) 甲の住民に対し、伊万里市こどもハートフルセンターひまわり園の利用に関する情報提供を行う。

c 乙の役割

- (a) 伊万里市こどもハートフルセンターひまわり園の利用に応じ、必要な経費を負担する。
- (b) 伊万里市こどもハートフルセンターひまわり園に関する事務に協力する。
- (c) 乙の住民に対し、伊万里市こどもハートフルセンターひまわり園の利用に関する情報提供を行う。

(オ) 障害者の生活支援

a 取り組みの内容

障害者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援するため、障害者生活支援センターを設置し、障害者への相談対応を行う。

b 甲の役割

- (a) 障害者生活支援センターを設置、運営する。
- (b) 圏域内の障害者に対し、必要なサービスについての情報提供や相談対応を行う。

c 乙の役割

- (a) 障害者数の比率等に応じ、障害者生活支援センターの運営に必要な経費を負担する。
- (b) 障害者の自立のため、障害者生活支援センターの活用に向けた情報提供に努める。

ウ 教育・文化

(ア) 図書館の圏域内への開放

a 取り組みの内容

生涯学習の機会の拡大を図るため、伊万里市民図書館及び有田町図書室を圏域住民へ開放する。

b 甲の役割

(a) 圏域の拠点施設である伊万里市民図書館において、図書資料の充実や図書に関する調査・研究を行い、圏域住民への図書サービスの向上を図る。

c 乙の役割

(a) 有田町図書室の充実を図り、伊万里市民図書館との連携を強化する。

エ 産業振興

(ア) 農林水産物における圏域ブランドの確立

a 取り組みの内容

伊万里牛をはじめ、伊万里梨など農林水産物における圏域ブランドの販路拡大に努める。

b 甲の役割

(a) 圏域で生産される肥育牛や伊万里梨など農林水産物の圏域ブランドの確立に取り組む。

(b) 伊万里牛振興会を設置、運営し、牛肉の販路拡大のための事業に取り組む。

(c) 販路の拡大に向け、関係機関等との調整を行う。

(d) ホームページ等を活用し、圏域内外へ圏域ブランドについての情報発信を行う。

c 乙の役割

(a) 圏域で生産される肥育牛など農林水産物の圏域ブランドの確立に取り組む。

(b) 伊万里牛振興会の活動に対し、必要な経費を負担する。

(c) 甲をはじめ、関係機関・団体等と連携し、圏域内外へ圏域ブランドについての情報発信を行う。

(イ) 農業の振興

a 取り組みの内容

農業の振興を図るため、古木場ダムの維持管理を行う。

b 甲の役割

- (a) 農業用水を確保し、安定した農業経営を確立するため、受益割合に応じ、古木場ダムの維持管理に必要な経費を負担する。

c 乙の役割

- (a) 農業用水を確保するため、農業用水と飲料水の貯水機能を併せ持つ古木場ダムの維持管理を行う。

(ウ) 林業の振興

a 取り組みの内容

圏域の豊かな自然環境を保全するため、森林の適正な管理を促進する。

b 甲の役割

- (a) 森林を適正に管理し、水源のかん養や土砂災害の防止等を促進するため、伊万里西松浦森林組合の活動を支援する。

c 乙の役割

- (a) 伊万里西松浦森林組合の活動を支援するため、必要な経費を負担する。

(エ) 畜産の振興

a 取り組みの内容

安定した畜産経営を確立するため、家畜の防疫環境の確保に努める。

b 甲の役割

- (a) 家畜の防疫環境を確保し、肥育牛等の生産環境を保全するため、広域家畜診療所等の活動を支援する。

c 乙の役割

(a) 家畜の防疫環境を確保する広域家畜診療所等の活動を支援するため、必要な経費を負担する。

(オ) 窯業の振興

a 取り組みの内容

国内にとどまらず海外でも有名な有田焼や伊万里焼の販路拡大に努める。

b 甲の役割

(a) 関係団体等と連携し、伊万里焼の販路拡大についての企画立案を行う。

(b) 圏域内外へ伊万里焼についての情報発信を行う。

c 乙の役割

(a) 関係団体等と連携し、有田焼の販路拡大についての企画立案を行う。

(b) 販路拡大を推進するため、関係機関等との調整を行う。

(c) ホームページ等を活用し、圏域内外へ有田焼についての情報発信を行う。

オ その他

(ア) 衛生センターの設置、運営

a 取り組みの内容

圏域におけるし尿を適正に処理するため、伊万里・有田地区衛生組合において、衛生センターを設置、運営する。

b 甲の役割

(a) 伊万里・有田地区衛生組合の主体として、同組合に伊万里・有田地区衛生センターを甲の区域内において運営させるとともに、人口等の比率に応じ、運営に必要な経費を負担する。

c 乙の役割

- (a) 伊万里・有田地区衛生組合の構成員として、同組合に伊万里・有田地区衛生センターを甲の区域内において運営させるとともに、人口等の比率に応じ、運営に必要な経費を負担する。
- (イ) 火葬場の設置、運営
 - a 取り組みの内容
 - 伊万里・有田地区衛生組合において、火葬場を設置、運営する。
 - b 甲の役割
 - (a) 伊万里・有田地区衛生組合の主体として、同組合に火葬場やすらぎ斎苑を甲の区域内において運営させるとともに、人口等の比率に応じ、運営に必要な経費を負担する。
 - c 乙の役割
 - (a) 伊万里・有田地区衛生組合の構成員として、同組合に火葬場やすらぎ斎苑を甲の区域内において運営させるとともに、人口等の比率に応じ、運営に必要な経費を負担する。
- (ウ) 一般廃棄物処理施設の設置、運営
 - a 取り組みの内容
 - 圏域の良好な生活環境を維持するため、佐賀県西部広域環境組合において、一般廃棄物処理施設を設置・運営する。
 - b 甲の役割
 - (a) 佐賀県西部広域環境組合の構成員として、同組合にさが西部クリーンセンターを甲の区域内において運営させるとともに、人口等の比率に応じ、運営に必要な経費を負担する。
 - (b) 佐賀県西部広域環境組合と協力し、さが西部クリーンセンターの周辺地域の生活環境の保全や地域振興策等について、関係団体との協議や調整を行う。

c 乙の役割

- (a) 佐賀県西部広域環境組合の構成員として、同組合にさが西部クリーンセンターを甲の区域内において運営させるとともに、人口等の比率に応じ、運営に必要な経費を負担する。

(エ) 消防・救急体制の充実

a 取り組みの内容

伊万里・有田消防組合による伊万里・有田消防本部の設置、運営を支援し、消防・救急体制の充実を図る。

b 甲の役割

- (a) 伊万里・有田消防組合並びに乙と協力し、同組合に伊万里・有田消防本部を甲の区域内において運営させるとともに、基準財政需要額等の比率に応じ、運営に必要な経費を負担する。

c 乙の役割

- (a) 伊万里・有田消防組合並びに甲と協力し、同組合に伊万里・有田消防本部を甲の区域内において運営させるとともに、基準財政需要額等の比率に応じ、運営に必要な経費を負担する。

(2) 結びつきやネットワークの強化

ア 地域公共交通

(ア) 圏域内の公共交通の維持・確保

a 取り組みの内容

圏域内を運行する乗合バス事業者等へ支援を行うなど、公共交通の維持、確保を図る。

b 甲の役割

- (a) 公共交通の維持等に関する調査・研究を行う。
(b) 公共交通を維持するため、関係機関・団体との調整を行う。
(c) 公共交通の維持等に関する調査・研究に基づき、乙及び関係市

町と連携し、鉄道や路線バスなど公共交通の維持、確保への支援を行う。

c 乙の役割

(a) 公共交通の維持等に関する情報収集や関係機関等との調整を行う。

(b) 甲及び関係市町と連携し、鉄道や路線バスなど公共交通を維持するための支援を行う。

イ 道路等交通インフラの整備

(ア) 高規格幹線道路等の整備

a 取り組みの内容

本圏域と福岡都市圏との時間距離を短縮する西九州自動車道や圏域内の幹線道路となる県道伊万里有田線（セラミックロード）の整備を促進する。

b 甲の役割

(a) 西九州自動車道やセラミックロードの整備を促進するため、関係機関との調整を図るとともに、提案活動等を行う。

c 乙の役割

(a) 西九州自動車道やセラミックロードの整備を促進するため、提案活動等に必要経費を負担する。

ウ 圏域内の交流促進

(ア) 圏域内住民の交流機会の充実

a 取り組みの内容

イベント情報等を相互に共有することにより、圏域住民の交流機会の拡大を図る。

b 甲の役割

(a) 相互の情報の共有を図るため、乙において実施される有田陶器

市などのイベント情報を収集する。

- (b) 広報誌やホームページ等を活用し、甲の住民に対し乙のイベント情報等についての周知を行い、圏域住民の交流を促進する。

c 乙の役割

- (a) 相互の情報の共有を図るため、甲において実施される伊万里牛を活用したイベントなどの情報を収集する。
- (b) 広報誌やホームページ等を活用し、乙の住民に対し甲のイベント情報等についての周知を行う。

(3) 圏域マネジメント能力の強化

ア 人材育成

(ア) 市町職員の人材育成

a 取り組みの内容

職員の資質向上を図り、圏域をけん引する人材を育成するため、合同による研修等を行う。

b 甲の役割

- (a) 職員研修を実施する際に、乙の求めに応じ、乙の職員に当該研修への受講機会を設ける。
- (b) 甲乙共通の政策課題等を研究する際に、乙の職員と共同で研究する機会を設ける。

c 乙の役割

- (a) 職員の資質向上を図るための研修を実施するとともに、甲が行う職員研修への乙の職員の受講を促す。

イ 外部からの人材確保

(ア) 圏域の振興のための人材確保

a 取り組みの内容

圏域外からの人材を確保し、観光分野などの業務における専門的

知識の修得を図る。

b 甲の役割

- (a) 観光分野など専門性が高い業務等においてアドバイザーなどの人材を確保するため、関係機関等との調整を行う。

c 乙の役割

- (a) 観光分野などに関する専門的知識を有するアドバイザーなどの人材確保に向けた関係機関等との調整に協力する。

(イ) 県等との人事交流

a 取り組みの内容

県等との人事交流を行い、圏域の課題解決を図る。

b 甲の役割

- (a) 圏域の振興を図る上での課題について調査・研究を行う。
- (b) 圏域における課題の解決に向け、必要に応じ、県等との人事交流を企画立案し、関係機関との調整を行う。
- (c) 課題解決のため、甲の職員の県等への派遣に取り組む。

c 乙の役割

- (a) 圏域における課題の調査・研究に協力する。
- (b) 圏域における課題解決に向け、必要に応じ、県等との人事交流の企画立案や関係機関との調整に協力する。

(事務執行に当たっての連携、協力及び費用負担)

第4条 前条に規定する取り組みを推進するため必要となる経費の負担については、甲乙が協議して別に定めるものとする。

(協定の変更)

第5条 この協定の規定を変更しようとする場合は、甲乙が協議の上これを定めるものとする。この場合において、甲乙は、あらかじめ議会の議決を経るものとする。

(協定の廃止)

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経た上でその旨を他方に通告するものとする。

2 前項の通告は、書面によって行い、議会の議決書の写しを添付するものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

(疑義の解決)

第7条 この協定の規定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。